

参考資料(社会的サービス関係) 目次

1. 多様な主体による社会的サービス提供の意義

- ・市町村の意識(1)(2) ……1, 2
- ・住民の意識(1)(2) ……3, 4
- ・協働の意義(1)(2)(3) ……5, 6, 7

2. 地域経営の視点

- ・地域経営の視点(1)(2) ……8, 9

3. 具体的方法

- ・政策的位置づけ ……10
- ・協働の基盤づくり ……11
- ・協働とアウトソーシング ……12
- ・ビジョンの策定と共有 ……13
- ・組織化(1)(2) ……14, 15
- ・サービスの提供 ……16
- ・情報の公開と共有 ……17
- ・評価と継続的改善 ……18
- ・分野別社会的サービス提供の事例 (資料2-3)
- ・地域への適用イメージ (資料2-4)

4. 今後の課題

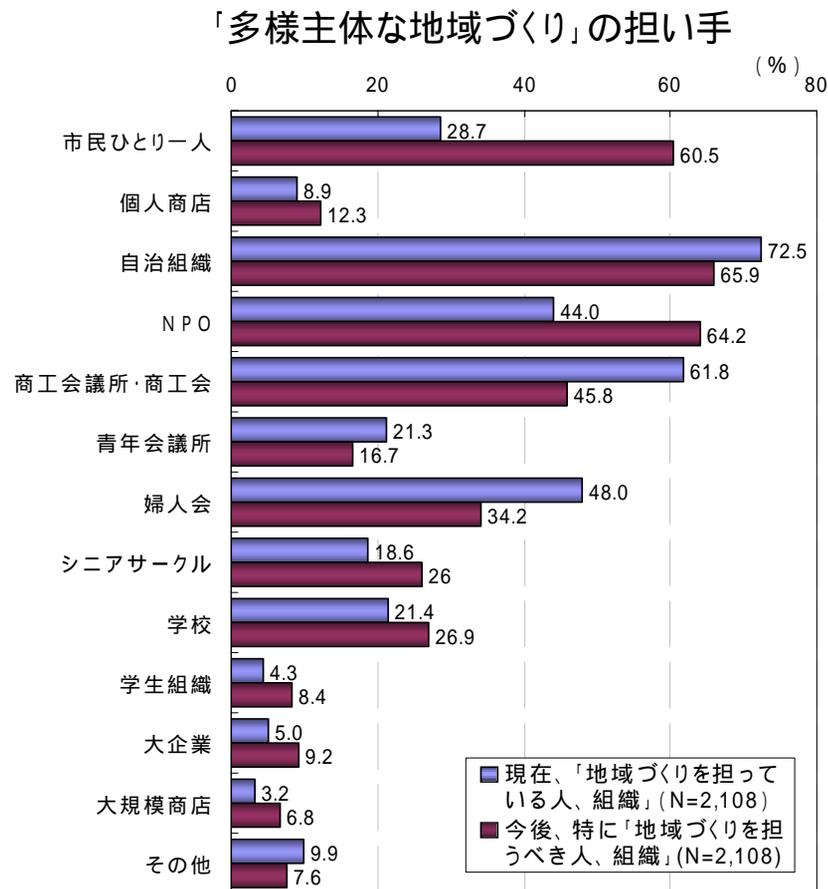
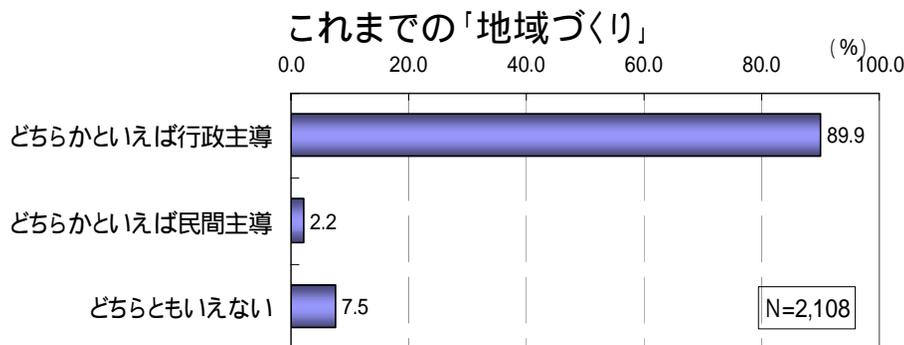
- ・行政と住民の意識改革の必要性(1)(2) ……20, 21
- ・協働に関する条例(1)(2) ……22, 23
- ・政策的支援 ……24
- ・制度的枠組み ……25
- ・規模の小さい団体等の活用 ……26
- ・中間的な支援団体の形成と活用 ……27
- ・地域活動への参加促進(1)(2) ……28, 29
- ・民間委託のルールの整備 ……30

5. へき地・離島等におけるサービスの確保

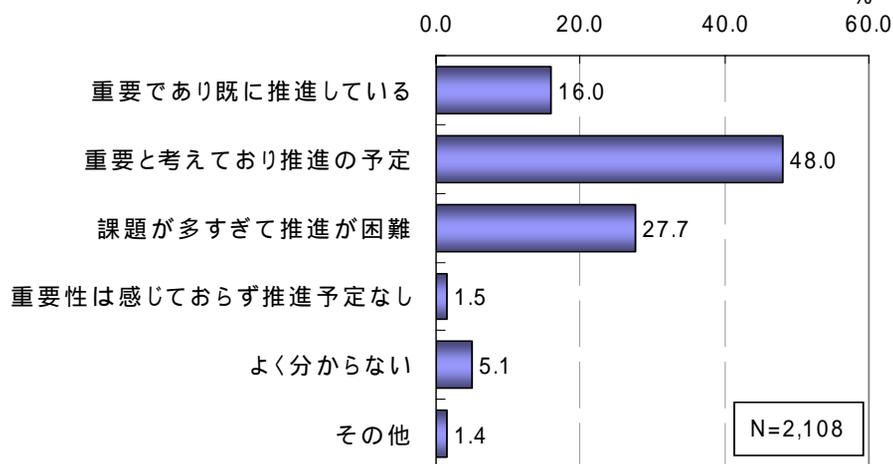
- ・ITによる情報の共有 ……31
- ・ITの活用効果 ……32
- ・IT活用のための基盤等の整備 ……33
- ・移動手段の確保 ……34

< 多様な主体による社会的サービスに関する市町村の意識(1) >

市町村における地域づくりは、これまで行政主導で進められてきたが、多様な主体による地域づくりの重要性に対する意識が高まっている。多様な主体による地域づくりを推進している市町村は、推進予定を含めると64%にのぼり、これからも一層の浸透が見込まれる。多様な主体として、「自治組織」、「商工会議所・商工会」などの現在の中心の担い手に加えて、今後は「NPO」や「市民ひとり一人」への期待が大きい。



「多様主体な地域づくり」についての考え方



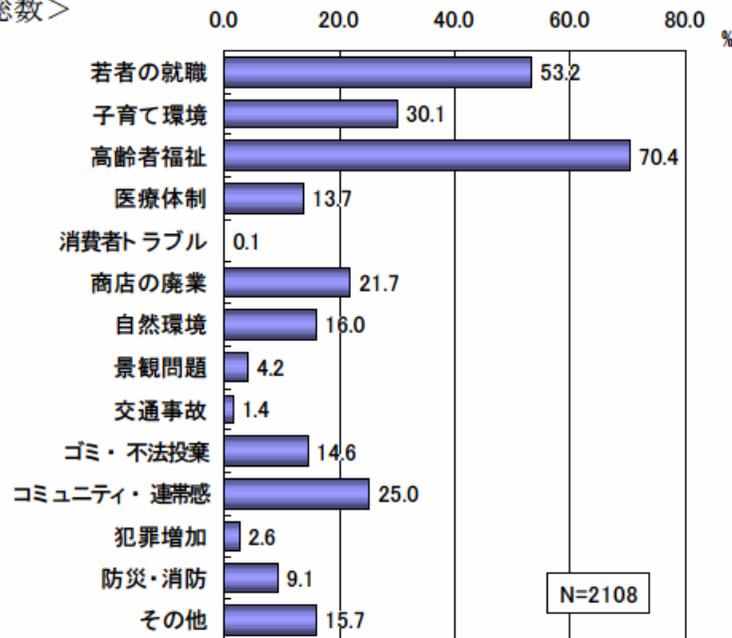
平成15年10月に国土交通省国土計画局が実施した、全国3,204市町村に対するアンケート調査。
有効回収数は2,108市町村(有効回答率65.8%)

< 多様な主体による社会的サービスに関する市町村の意識(2) >

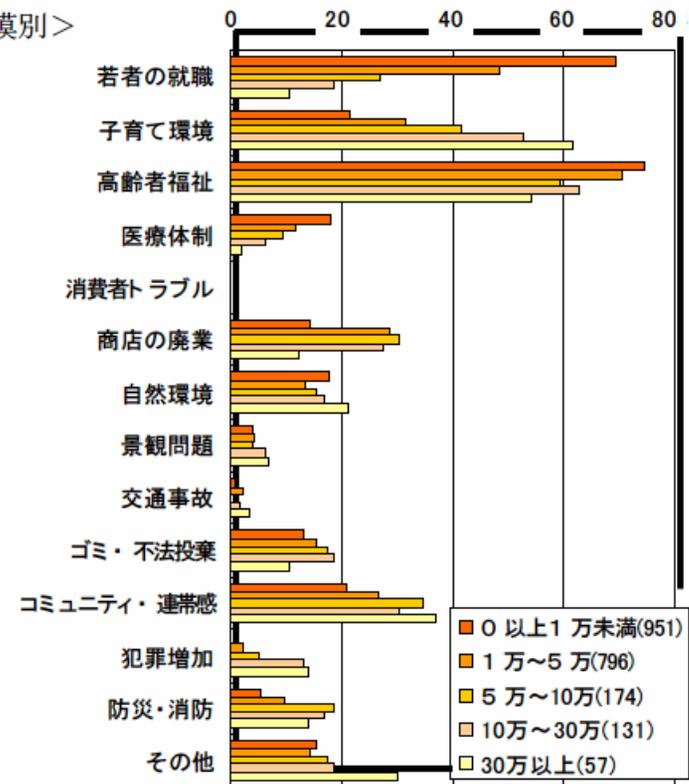
市町村が考える地域の課題は、「高齢者福祉」が最も多く7割を超えている。次いで、「若者の就職」が5割強となっており、「子育て環境」(30.1%)、「コミュニティ・連帯感」(25.0%)がそれに続いている。人口規模の小さい市町村では、「若者の就職」、「高齢者福祉」、「医療体制」の割合が相対的に高く、「子育て環境」、「コミュニティ・連帯感」等は相対的に低くなっている。

地域の課題

<回答総数>



<人口規模別>



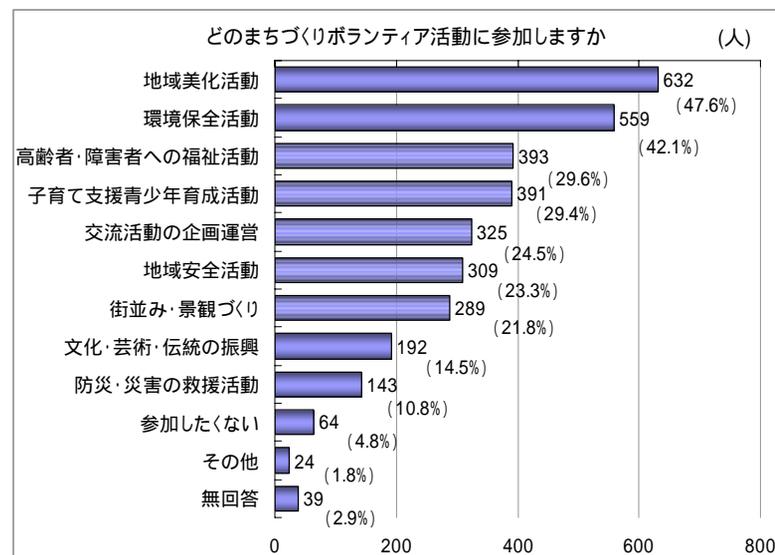
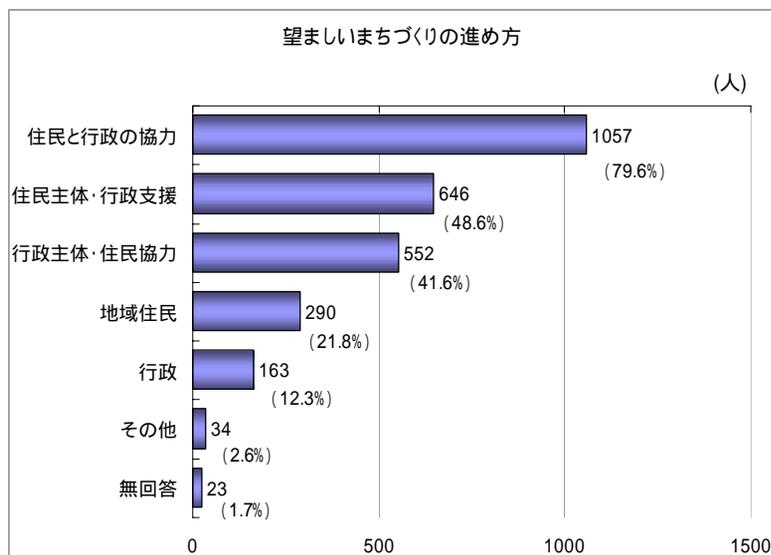
平成15年10月に国土交通省国土計画局が実施した、全国3,204市町村に対するアンケート調査。
有効回収数は2,108市町村(有効回答率65.8%)

(出典)「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(多様な主体による地域づくり戦略研究会(国土交通省国土計画局))より引用

< 多様な主体による社会的サービスの提供に関する住民の意識(1) >

山形県金山町が実施した住民意識アンケートでは、地域づくりを進めるにあたり「住民と行政の協力」、「住民主体・行政支援」との回答が多くを占め、住民が地域づくりの主役として自覚していることが伺える。

金山町住民の社会的サービスの提供に関する意識



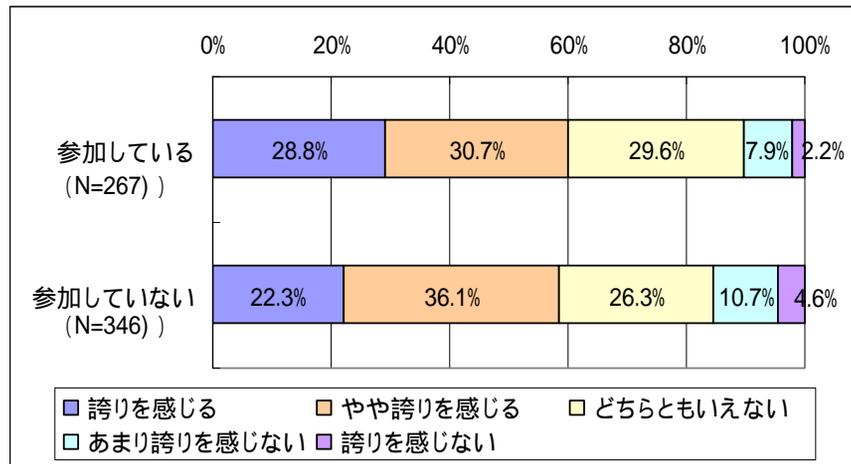
(出典) 山形県金山町「まちづくりアンケート調査」 アンケート回収数: 1,328人(回収率60.5%)

「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(多様な主体による地域づくり戦略研究会(国土交通省国土計画局))より引用

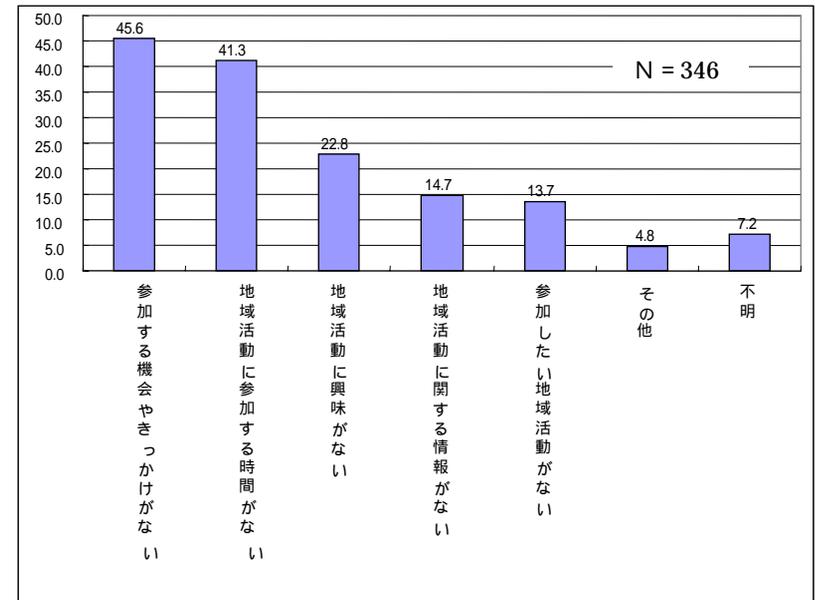
< 多様な主体による社会的サービスの提供に関する住民の意識(2) >

地域づくりに参加している人は、参加していない人に比べて地域に対する誇りの意識が明確である。一方で、地域づくりに参加しない住民が挙げる理由は、「活動する時間がないこと」や「きっかけが得られないこと」が多く、現在参加していない人の中にも潜在的な参加者も少ないことがわかる。

住民活動への参加動向と自都市に対する誇り



住民活動に参加しない理由



(出典) 国土交通省国土計画局「個性ある都市づくりに関するアンケート調査」

東京都特別区、大阪市、名古屋市、福岡市の住民に対するアンケート

「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(多様な主体による地域づくり戦略研究会(国土交通省国土計画局))をもとに国土交通省国土計画局作成

< 協働の意義 (1) >

社会的サービスを多様な主体が協働して提供することにより、サービスのきめ細やかさ、サービスの効率性・質の向上、住民の自己実現や雇用の機会、活動の水準の向上などが期待されている。

盛岡市「NPO活動促進のための基本方針」

ア 市民にとっての意義

- ・柔軟できめ細やかな公共サービス
- ・社会貢献等の機会の拡大
- ・市民が主体となる社会の形成
- ・新たな雇用機会の創出

イ NPOにとっての意義

- ・NPO活動の活発化
- ・NPOに対する理解・評価の向上
- ・より質の高い活動の展開

ウ 行政にとっての意義

- ・市民ニーズに合った公共サービスの提供
- ・行政規模の適正化

(出典)盛岡市資料より抜粋

石川県「NPOとの協働に関する手引」

(1) 県民のメリット

- ・きめ細かで柔軟な公共サービスを受ける
- ・行政が身近なものになる
- ・新しい雇用の機会の拡大

(2) NPOのメリット

- ・活動の場や幅が広がる
- ・行政が持つ情報や調査力を活用できる
- ・財政基盤が安定する
- ・NPOの持つ情報や知識を行政に公式に伝えることができるようになる

(3) 行政のメリット

- ・NPOの柔軟性や迅速性、専門性を行政施策に反映
- ・行政の機能の純化やサービスの効率化、質的向上
- ・活動を通じて多様な市民の意見を引き出す

(出典)石川県NPO活動支援センター資料より抜粋

< 協働の意義 (2) >

中間的な支援組織からみた住民、企業、行政のパートナーシップ形成のメリットとして、相互理解の浸透、問題意識の共有、住民の生き甲斐の創出、行政費の節約、多様な価値観の反映等が指摘されている。

中間的な支援組織からみたパートナーシップのメリット

市民のメリット

- 市民参加による、街づくりや自然環境の具体的改善活動に関与することでまちづくりへの市民意識が向上し、行政側の実情が理解できる。
- 住民と行政、住民と企業との相互交渉が活発化し、相互の誤解や偏見が生まれない。
- 市民自身が参加し、考え、汗を流すことで手作りの街づくりが始まり、居住地域への愛着と誇り、問題意識が生まれる。
- 会社人間から脱皮し地域との連携が深まり、新たな能力開発と生きがい、やりがいの機会創設となる。
- 異業種の人々との関係が深まり、新たな人間ネットワークが広がる。

企業のメリット

- 具体的な地域においての社会貢献の機会となり、成果が分かりやすく企業の新たなイメージアップが図れる。
- 市民との交流が深まり、情報交換や商業チャンスが拡大する。
- 閉鎖的な企業イメージが払拭され、コマーシャルベースでも有利となる。

行政のメリット

- 市民の協力と理解が得られ、効率的な行政展開が可能となる。
- 対立や誤解から協調の関係に変化して市民参加の街づくりができる。
- 市民の力、企業の力を活用でき、行政費の節約となる。
- 「物をつくって魂入れず」でなく、市民意識や知恵を活用した市民主体の行政展開となる。
- 多種多様な価値観を含んだ住民意向を行政施策の中に反映、活用するシステムができる。
- 反対のための対立的な住民との対立関係が少なくなり、建設的な行政展開が可能となる。

< 協働の意義 (3) >

長野県下條村では、公共事業の労働力への村民の活用などにより歳出を削減して財政基盤の安定化を実現する一方で、子育て世代を対象にした福祉サービスの充実に力を入れている。この結果、若年者が増え、人口も増加している。

下條村における協働

地区住民による村道整備(公共事業で働く農家が多い特性を活用)

- ・セメントなどの資材を村が提供
- ・労力は村民が無料で提供

事業箇所の決定を住民自身の判断に委ねる
コストも大幅に削減

職員を大型小売店で研修

- ・予算編成、議会で忙しい一月に敢えて職員研修を実施し、意識改革を図る

取
組
み
の
成
果

下條村独自のサービスと その効果

中学生まで医療が無料

若者夫婦の定着促進に向け
村営住宅を156戸整備(H15年度末)
(2LDKの部屋を低家賃で提供)

合計特殊出生率は1.97で人口増加

財政調整基金は24.8億円

(H16年度末)

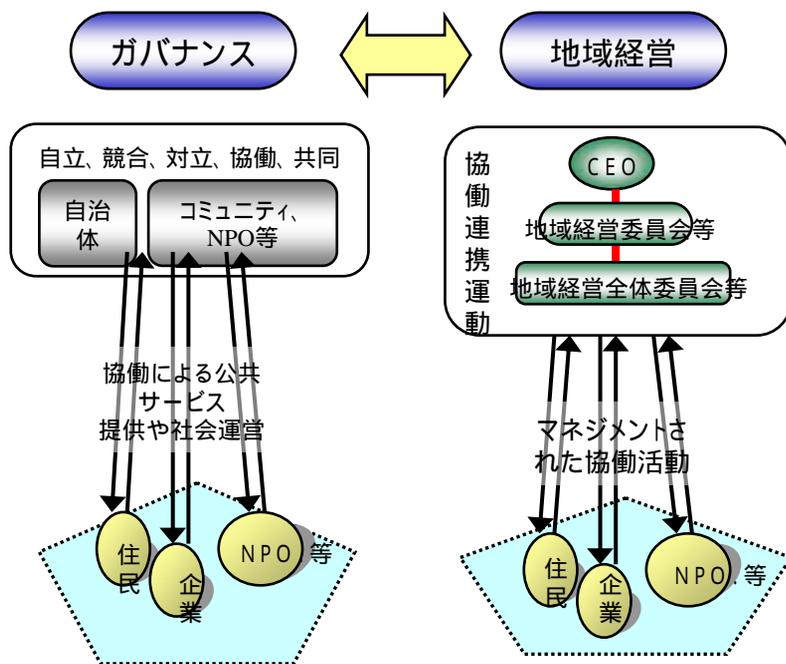
cf.一般会計19.3億円

(H17年度当初予算)

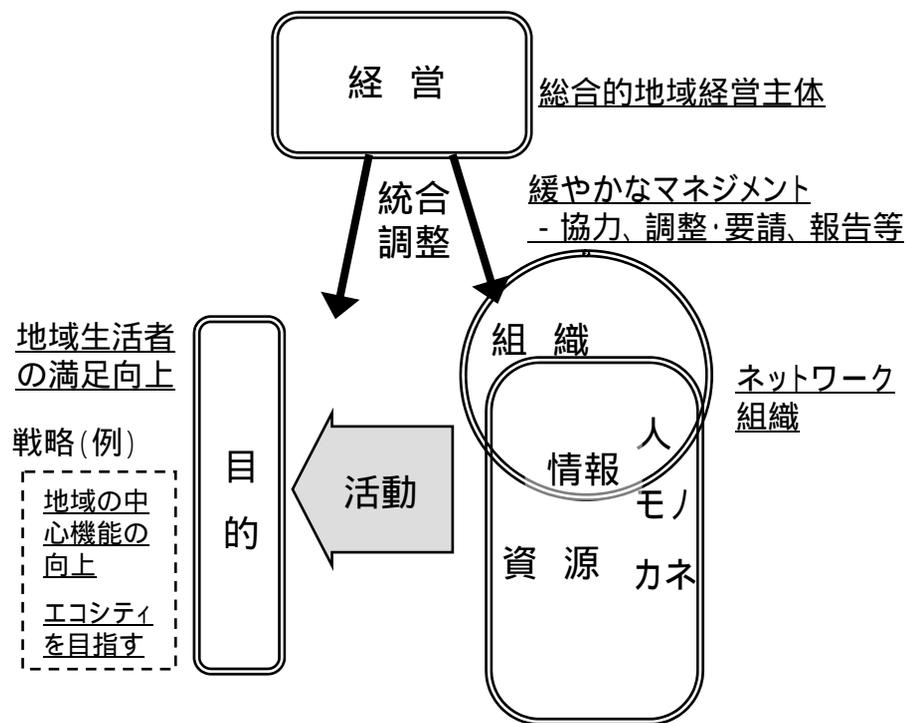
< 多様な主体の協働と地域経営の視点 (1) >

多様な主体の協働によって社会的サービスの提供を効果的に実現するには、サービスの提供に関わるそれぞれの主体の活動を、一定の目的達成に向かって、緩やかに組織化しつつ、地域全体の活動を最適化、効率化しながらこれを持続的に運営する、経営の視点からの取り組みが必要である。

ガバナンスと地域経営



地域における経営



(出典) 海野進「地域を「経営」する - ローカルマネジメント - 」(日本構想学会「構想」2005 Vol4 1-8)

< 多様な主体の協働と地域経営の視点 (2) >

< 多様な主体による地域づくり戦略の重要な視点 >

1. 地域活性化を基軸とした地域づくりから、“地域住民の誇り”や“住み続けたい”と思う気持ちを基本とした地域づくりへ(地域づくりの評価軸の転換～誇りと愛着)
2. 顧客主義に基づく“自治体経営”から、主体間の役割分担と協働による“地域経営”へ(地域全体の効用(=住民のQOL、満足度の向上)への目的の転換、行政と住民の関係の再構築)
3. 地域資源の“ないものねだり”から“あるもの探し”へ
4. “やりっぱなし”から“評価と継続的見直し”を重視したCAPD(Check Action Plan Do)サイクルへ

地域経営と自治体経営の対比

	地域経営	(一般的な)自治体経営
目的	地域全体の効用(=住民のQOL,満足度)を高める	自治体経営の健全化 予算制約に対して最大の効果を挙げる
視点	地域内の課題解決にあたって必要な資源を最適化する	行政サービスや行政組織運営の効率化、コストカット
主体	地域における多様な主体(行政である必要はない)の役割分担に応じて多様な主体はサービスの提供者である場合も受益者である場合もある	行政機関(場合によってはアウトソーシング) サービスの提供者は行政で、住民は顧客
ガバナンスの主体	多様な主体間での合意による	行政機関(住民=外部による評価)
戦略・ビジョンの共有範囲	多様な主体	行政機関と一部利害関係者

企業のPDCAサイクルと地域経営のCAPDサイクルの対比

	企業のPDCAサイクル	地域経営のCAPDサイクル
ステークホルダー	株主、取引先、消費者、従業員、地域住民など	多様な主体(住民、自治組織、NPO, 事業者、事業者団体、行政、周辺市町村など)
パフォーマンス	ターゲットの絞込み・特定化による顧客満足度の最大化(リピーターや固定客を重視)	ターゲットを固定化できない地域価値を向上させるという枠内で、多様な主体の満足度を最適化する
サービス提供の役割分担	企業がサービス・モノの提供 顧客は購入者・受益者	多様な主体が、サービスの提供であり、受益者でもある
全体のマネジメント	企業(ただし、事業部門から独立した監視を志向する動きもある)	地域によって、地域づくりの活動別によって異なり、特定が難しい
情報管理	公開が義務付けられている情報以外は、企業毎に開示する情報を決めている	個人情報保護法の対象となるもの以外は、基本的には全ての情報は公開され共有化される(情報は地域の財産)

(出典)「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(多様な主体による地域づくり戦略研究会(国土交通省国土計画局))をもとに国土交通省国土計画局作成

< 多様な主体の協働による社会的サービスの提供の政策的位置づけ >

多様な主体の協働による社会的サービスの提供は、政府においても積極的に評価しつつあり、推進を図るための具体的取り組みが求められている。

「日本21世紀ビジョン」(平成17年4月)

第2部 2030年の目指すべき将来像と経済の姿(1. 目指すべき将来像(3) 豊かな公・小さな官)

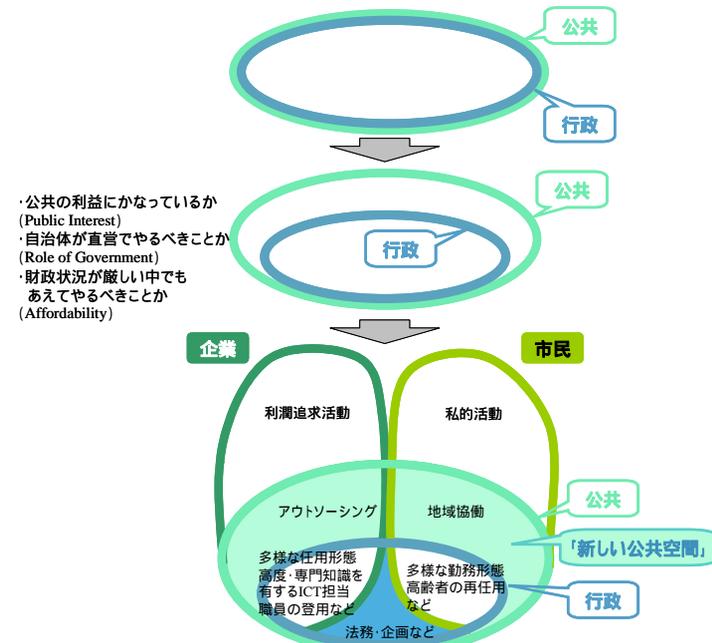
国民が必要とする公共サービスが、多様な主体と手法により豊かに提供されるとともに、官による提供は縮小して行く。自分たちのことは官に頼らず自分たちが行うという意識が定着する。個人が自発的に、自分の可能性を高めながら「公」の活動を担う「奉私奉公」が広がる。企業、NPO、社会的起業家など幅広い非政府主体が、「公」を担い社会のニーズに対応する。地域住民が自らできないことを基礎自治体が引き受け、基礎自治体ができないことを広域自治体が担い、広域自治体ができないことを国が行う。住民が地域のあり方を決め、地域の主体性により生活水準の向上を目指す地域間競争が繰り広げられる。

(出典)「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書(経済財政諮問会議「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会)より抜粋

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」
(平成17年3月29日)

これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

(出典)「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」
(平成17年3月29日 総務省)



(出典)「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」
(分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会(総務省))

< 協働の基盤づくり >

協働を効果的に推進するには、行政と住民それぞれの意識転換(行政主導から対等の関係へ)と、住民相互や住民と行政との良好な信頼関係(ソーシャル・キャピタル)の形成が不可欠である。

良い地域経営を支える条件

ソーシャル・キャピタルの形成

プロデューサー型行政への体質転換

他地域からの人材や技術の移転

(出典)「行政の経営改革 - 管理から経営へ - 」(上山信一著)による

多様な主体によって進める上での不可欠な要素

自立した住民層の広がり - 行政依存体質からの脱却

プラットフォームの設置 - 主体間のコミュニケーション・調整・実行の場

地域づくりのキーパーソン - 多様な主体の活動や価値観をつなぐコーディネーター

徹底かつ弛まない情報共有(特に危機感や実態の共有) - 能動的かつ双方向の情報共有

行政の役割 - 徹底的な自己改革、情報共有、住民・企業の自立促進とこれらの枠組みの制度化

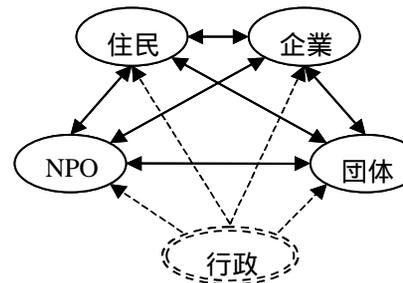
多様な地域づくりにおけるリーダーシップ(地域経営の経営者) - アイデア、熱意、行動力、言葉、住民の声への共感

これからの行政の役割

これまで

これから

行政機関が、多様な主体の意見を聞き、各方面の調整を行い、最終的に行政機関が実行する。

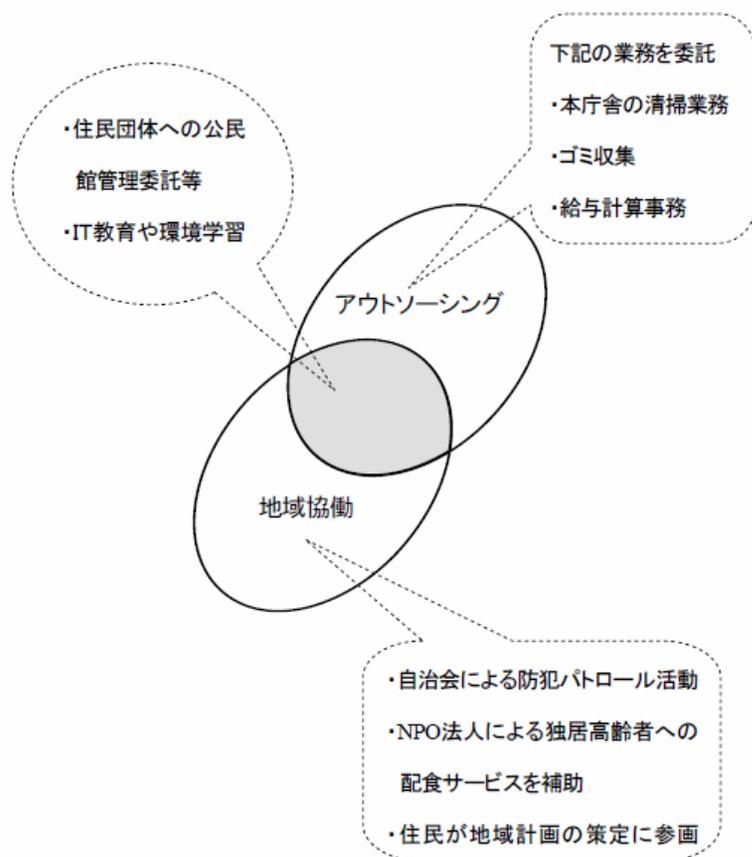


多様な主体がそれぞれ意見を出し合い、ダイレクトに相互調整を図り、自ら実行していく。行政機関は、市民の自由闊達な活動を促し、また、競わせながら、必要に応じて個々の主体を支援する。

(出典)「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(多様な主体による地域づくり戦略研究会(国土交通省国土計画局))をもとに
国土交通省国土計画局作成

< 協働の実施 - 協働とアウトソーシング >

「多様な主体」による社会的サービスの提供には、「協働」と「アウトソーシング」がある。「アウトソーシング」が行政側の発意による既存行政事務の外部化であるのに対して、「協働」は住民等の側の発意によるサービスの改善を目指した取り組みであり、新しいサービスへの取り組みも対象とされる場合がある。「アウトソーシング」の形態をとるものの中にも、業務内容の決定にも対等の立場で参画し、相互に連携する関係であれば「協働」と捉えることができるものがある。



(出典)「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」
分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会(総務省)

< 協働の実施 - ビジョンの策定と共有 >

三重県名張市では、各地域に一定金額を交付し、地域住民の知恵やアイデアによる施策や事業の実施を可能とする「ゆめづくり地域予算制度」を実施している。地域づくり委員会での事業計画の策定等を通じて、関係者の間でビジョンが共有される仕組みになっている。

ゆめづくり地域交付金

市内14地域にゆめづくり地域交付金として一定金額を交付する(14地域合計で年間5千万円)。交付金は従来の補助金制度と異なり、事業を限定したり、補助率を設けておらず、地域住民の知恵やアイデアによる施策や事業の実施を可能にする。

地域づくり組織の設置

1. 地域は、地域住民の積極的な参加による、実践機能と監査機能を備えた「地域づくり委員会」を組織、設置する。
2. 地域づくり委員会は、地域内事業の検討、審査、決定、地域づくり事業計画の策定、事業実施、決算、監査、評価、報告及び公開を行う。
3. 14の地域づくり委員会の代表で構成する「地域づくり協議会」を設置し、事業報告会のほか必要に応じ、各地域づくり委員会相互の連絡、調整、意見交換、研修会等を行う。

交付金事業の具体例

- ・住民交流
 - 週末ふれあい事業、しめ縄づくりによる世代間交流 等
 - ・教育文化活動
 - 伝統行事(獅子舞)の保存 等
 - ・公園維持管理・地域環境整備
 - 公園の現況点検、集会所への花壇設置 等
 - ・防災・防犯・交通安全
 - 防犯パトロールの実施、ジャンパーの支給 等
 - ・健康・福祉・人権活動
 - 子育てサロンの運営、独居・寝たきり老人慰問 等
 - ・広報活動
 - 広報誌の配布 等
 - ・地域独自の事業
 - 地域史編纂事業 等
- など

地域づくり委員会の概要(すずらん台地区の例)

委員会名	すずらん台町づくり委員会
設置年月日	H15.8.31
地区内人口	4,057人
委員会の構成	委員会:すずらん台地区に居住する全ての住民。役員会、執行委員会を置く。

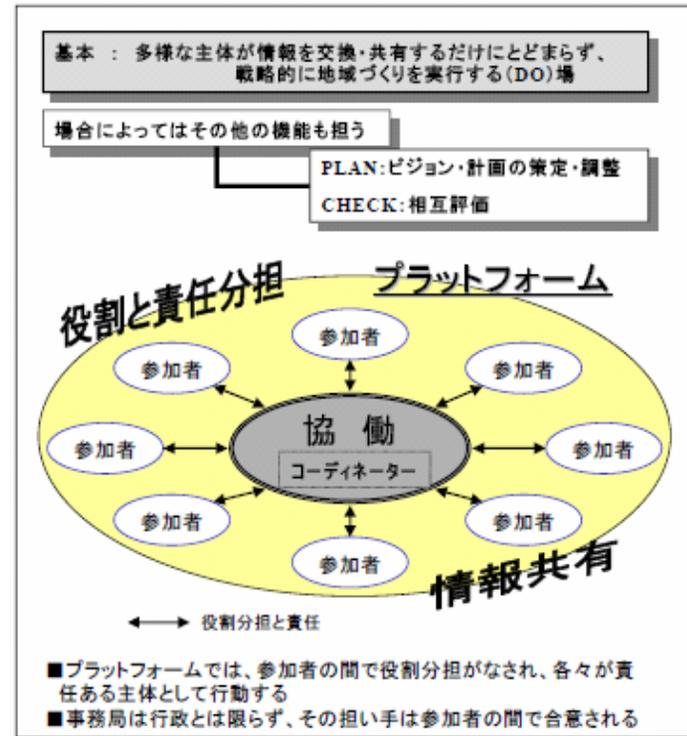
< 協働の実施 - 組織化(1) >

多様な主体の協働を効果的に実現するためには、各主体を共通の目的の達成に向かって、適切に組織化する必要がある。組織化の形態は、地域の実情に応じて様々な形が考えられるが、協働ではそれぞれの主体が自発的に、責任を持って取り組みを行うことから、それぞれが対等な立場で参加できる場の形成が求められる。このとき、行政は自らリーダーシップを発揮するよりむしろ、もっとも適切な主体がリーダーシップを発揮することを支援する役割を担うことが期待される。

協働の枠組み

枠組みの要素	場(プラットフォーム)
	構成メンバー
	権限
	ルール
	財源(予算)

多様な主体間の効果的な役割分担のあり方を合意し、調整する場(プラットフォーム)のイメージ

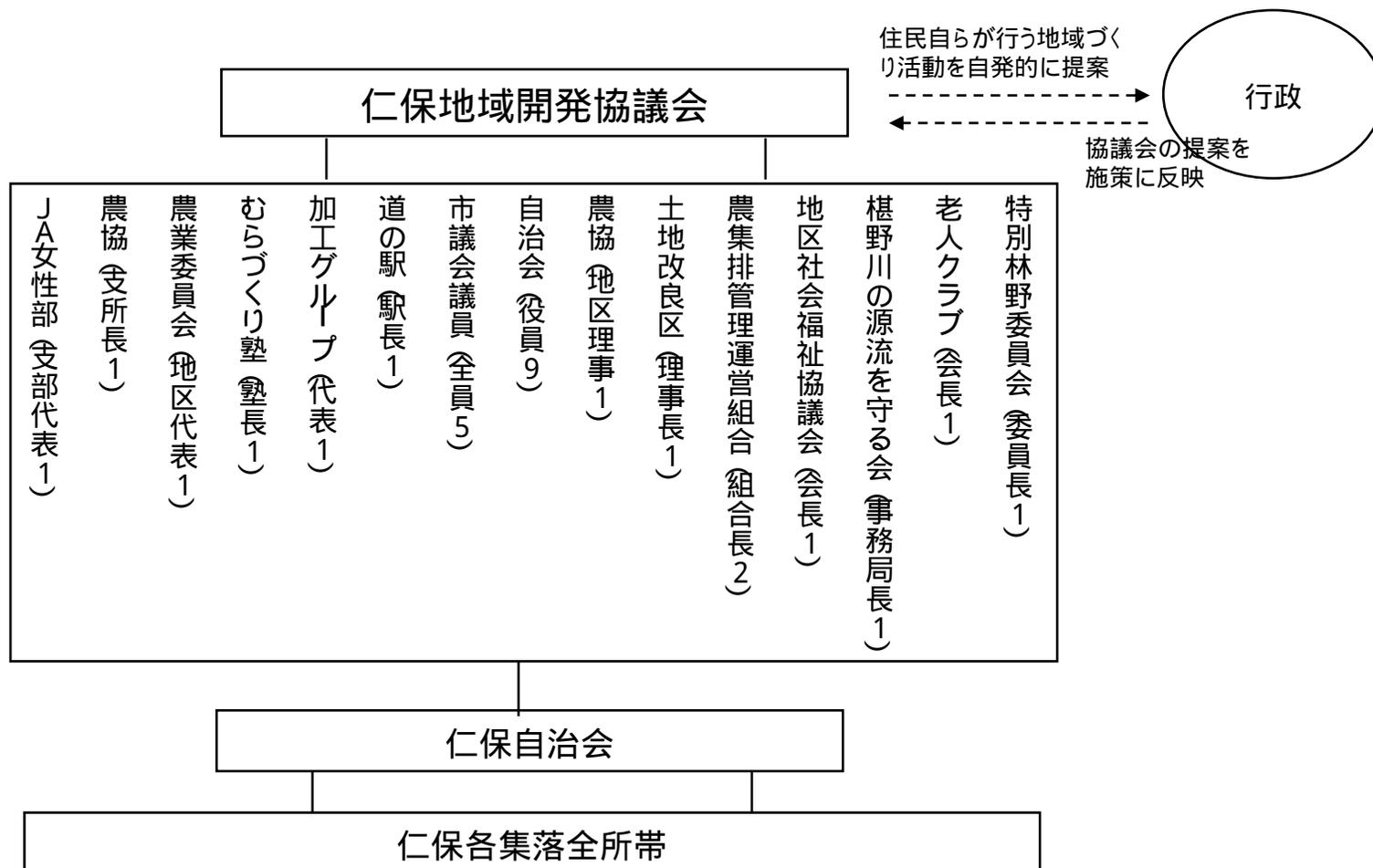


メンバー	包括性	一部に限定(責任あるメンバーのみ参加) ~ 多様な主体
	変動	メンバーを固定 ~ 新たなメンバーが自由に参入・退出
	参加者の種類	既存組織参加型 / 個人参加型
権限	合意形成 / 意思決定の方法	鶴の一声 ~ 多数決 ~ 全会一致(コンセンサス) ~ 意思決定しない(情報交換のみ、メンバーを拘束しない)
	合意形成 / 意思決定の範囲	広範、メンバーの具体的活動まで関与 ~ 限定的(メンバーが同意した範囲内のみ)
作られ方		一部のリーダー(首長 / 商工会 / NPO等)の発意 ~ 自然発生
ルールの形式		条例(自治条例) / ガイドライン / 紳士協定 / 暗黙の了解

(出典)「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(多様な主体による地域づくり戦略研究会(国土交通省国土計画局))

< 協働の実施 - 組織化(2) >

山口県山口市の仁保地区では、自治会や農協、婦人会など地域に関わる団体、グループが共通の場をもってむらづくりを進めることを目的として、これらの主体の自発的意志に基づき、仁保地域開発協議会をつくっている。協議会は、重要事項の意思決定を行う機関であり、そこでの決定事項は協議会を構成するそれぞれの団体、グループを通じて、地区民総掛かりの参加により実施されている。



【仁保地区の概況】

- ・山口市北東部の中山間農業地域
- ・人口 約3,900人 世帯数 約1,100戸
- ・面積 約72平方km

< 協働の実施 - サービスの提供 >

岩手県田野畑村では、自治会が中心となって、地区ごとに住民自らが取り組む活動を決定している。また、活動内容は、広報で互いに周知され、自発的活動への動機付けが行われている。

田野畑村における住民自治の基本的な考え方

基本理念	- 「参加・協働・創造」による村づくり - 参加(さんか): 地域づくり、村づくりに主体的に参加すること 協働(きょうどう): 協力し合い、ともに行動すること 創造(そうぞう) 新しいものを自らつくり出すこと	
	自己決定と自己責任の原則に基づく分権型社会を構築していくため、住民が全面的に行政サービスに依存する従前の体質を改め、住民や地域自治会が担えるものは住民や自治会が担うなど、行政と住民の役割分担と協働により公共サービスを担う新たな自治を確立するものとする。	
	求める自治の姿	自治の原点 地域内の相互扶助。自己決定と自己責任の原則で、自らの負担と受益明確に一致する自治運営
	自治会の機能	住民意向を反映させる機能及び行政と住民が協働して活力ある地域づくりを推進する機能
	自治会の規模	自主的な地域行事の開催や地域内住民の相互扶助活動を行なうため、ある程度の人口・世帯数が必要
	自治会内組織	世帯単位から「個人」単位の存在が認められ、さらに各種団体をも包含した地域内の老若男女が活躍できる多様な組織構成
行政支援(自治会と行政の関わり)	地域のアイデアによって多様な活動に活用できる「総合補助金」の助成と地域づくりの知識や手法を協働する行政職員の支援(地域住民の自主性を損ねない行政配慮が必要)	

(出典) 田野畑村「新しい住民自治」の推進 ~ 田野畑村の新しい自治の確立に向けて ~ より一部抜粋

地区別の取り組み事例(抜粋)

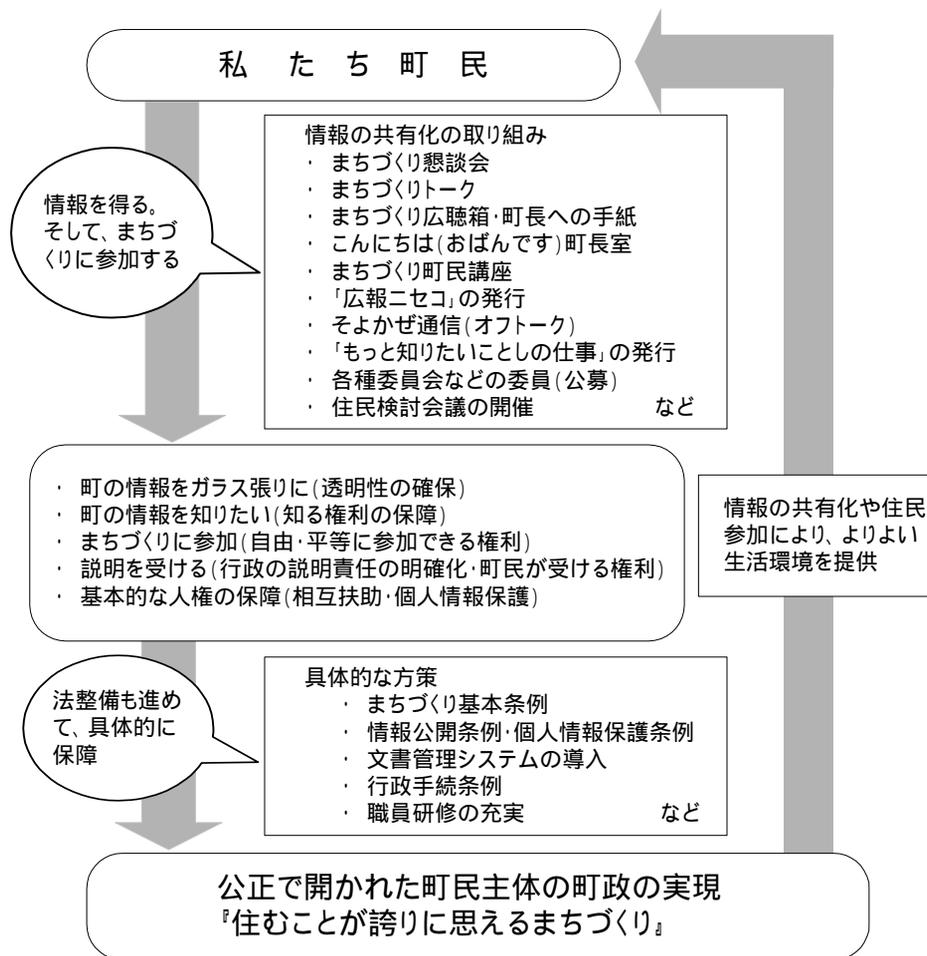
田野畑地区	沼袋地区
田野畑地区自治協議会 国道45号の歩道除雪 花いっぱい運動 七滝自治会 敬老行事の開催 尊堂や公葬地などの草刈り 田野畑自治会 敬老行事の開催 資源ごみリサイクルルネーション建設 適正分別のチラシ作成 公民館や公葬地の清掃 手作りチラシの配布 盆踊り太鼓などの伝統継承 自主防災活動 隣への声掛け運動 消防団員による自主点検 集会所や歩道、高齢世帯の除雪 西和野自治会 敬老行事の開催 資源ごみリサイクルと適正分別 公民館や道路の清掃と除草 花いっぱい運動 新墾神社(昭和25年建立)や境内の大木の保存 祭りの継承 和野自治会 敬老行事の開催 道路や公葬地の草刈り 菅窪自治会 敬老行事の開催 村道などの草刈りと清掃 花いっぱい運動 スノーバスターズの結成 高齢世帯や消火栓、防火水槽の除雪 ごみ減量と適正分別、資源ごみリサイクルの推進 菅窪鹿踊・剣舞の保存伝承 県内外での公演 担い手の育成 子ども会活動などの支援 「子どもみこし」や「なもみ」など	沼袋地区自治協議会 甲地自治会 甲地公民館の整備と活用 甲地鹿踊の伝承活動 リサイクルセンターの整備 高齢世帯等へのスノーバスター 沼袋自治会 沼袋公葬地の車道化整備 沼袋集落の構造改革 自然公園(清流釣り)や見学公園(チョウセンアカシジミ)の造成 一般県道田野畑岩泉線早期全面開通の促進(村に要望) 村営住宅の整備(村に要望) 全学区に事務局長設置(村に要望) など 田代自治会 コミュニティビジネス事業 食堂や休憩所を備えた産直施設の建設 山菜や農産物(きのこ)の加工販売 農地整備など ごみ集積箱の設置 ごみ減量や適正分別、リサイクルの推進 スノーバスター活動 除雪機の整備 高齢世帯などの除雪 巢合自治会 普代川の利活用 春秋の草刈り 釣り大会 サクラの植栽など ふるさと(世代間)交流事業 敬老行事や帰省者との野球大会 歴史文化の掘り起こし 天王様や高森神社の探訪など ボランティア活動 国道歩道や高齢世帯などの除雪 消防集合班への河川道路などの草刈り協力 など 尾肝要自治会 尾肝要地区カラオケ花見大会 世代間交流と郷土料理の伝承 公民館などの環境整備 尾肝要スノーバスターズ 国道歩道や高齢世帯などの除雪 壬状自治会 「石割桜」の保全と環境整備 観光名所「石割桜」の保全管理

(出典) 「広報たのはた」より一部抜粋

< 協働の実施 - 情報の公開と共有 >

町民との「情報共有」と「住民参加」を2大原則と位置づけている北海道ニセコ町では、情報公開条例を制定し情報公開・共有化を図るとともに、情報を得た住民が協働の担い手となり、生活環境を自ら改善するという循環を生み出している。

ニセコ町における情報公開と共有のサイクル



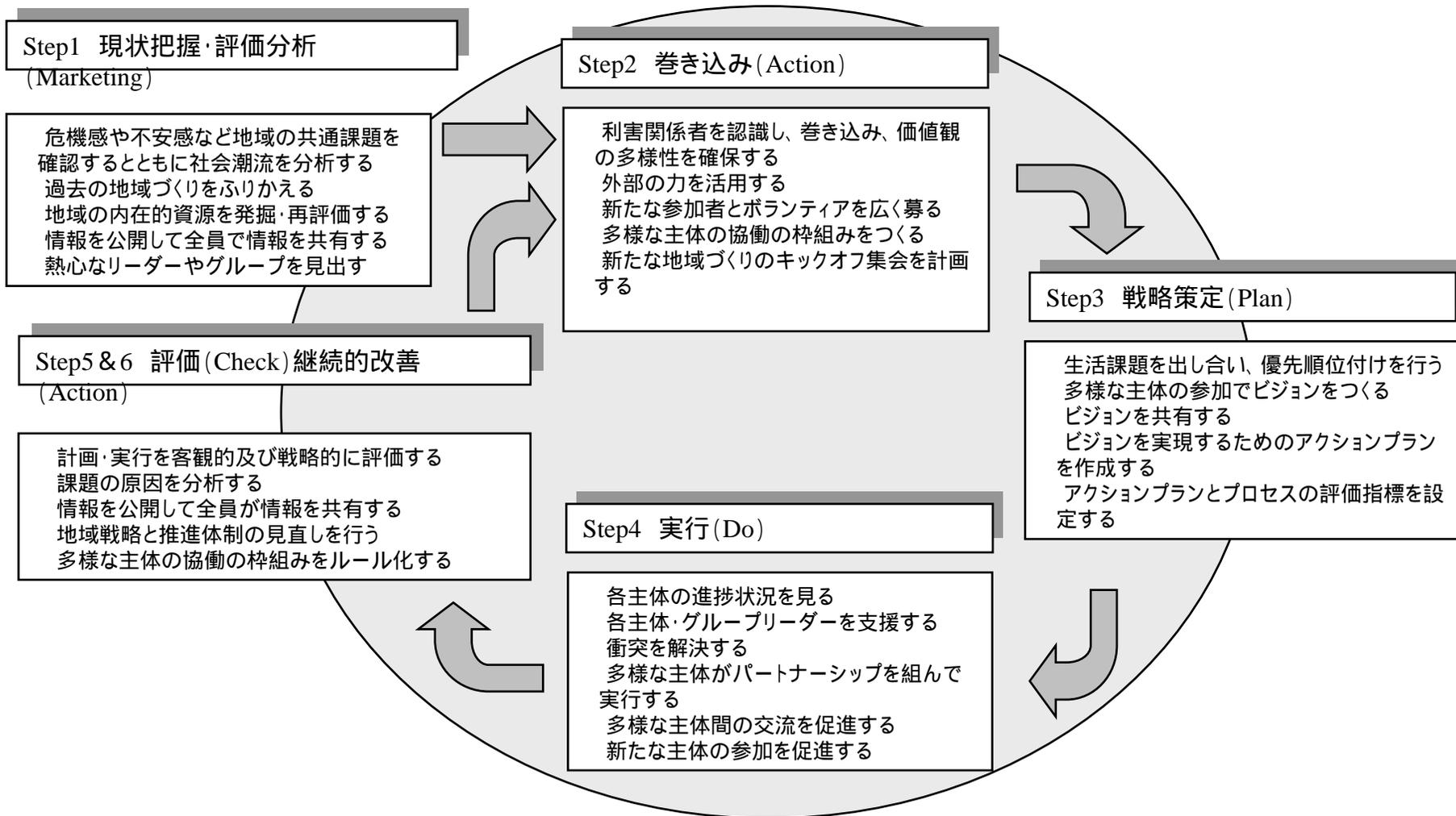
(出典)ニセコ町資料より

「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(多様な主体による地域づくり戦略研究会(国土交通省国土計画局))

< 協働の実施 - 評価と継続的改善 >

多様な主体の協働による地域づくりでは、その評価と継続的見直しを戦略性をもって行うことを通じて、地域に「やる気」と「熱気」を生み出すスパイラルを形成することができる。

多様な主体による戦略的期地域経営のCAPDサイクル



< 分野別社会的サービス提供の事例 >

(資料2-3)

< 地域への適用イメージ >

(資料2-4)

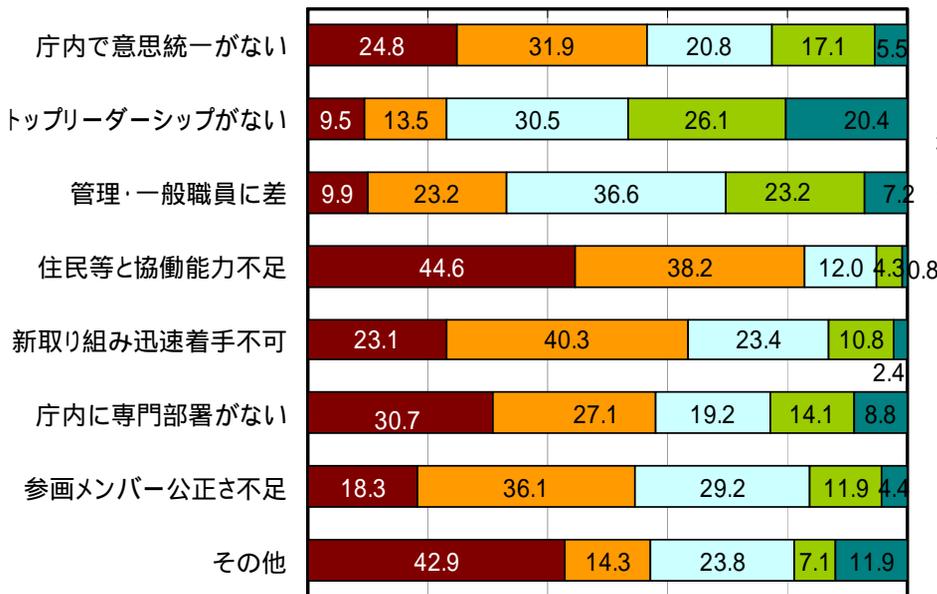
< 行政と住民の意識改革の必要性 (1) >

多様な主体の協働による社会的サービスの提供を推進するためには、行政には住民等と積極的に問題意識を共有して対等な立場で信頼関係を築くこと、御上意識や保守的な意識を取り払うことが必要である。また一方、住民等も困ったときの行政頼みの意識や自己利益中心の発想を改め、自分たちの地域をつくる主役は自分たちであることを自覚し、その自覚が自らの生活の満足を高めることに気づいて自ら率先して動くことへ意識の転換が必要である。

「多様な主体による地域づくり」を進めるに際しての課題

(行政サイドに関する課題)

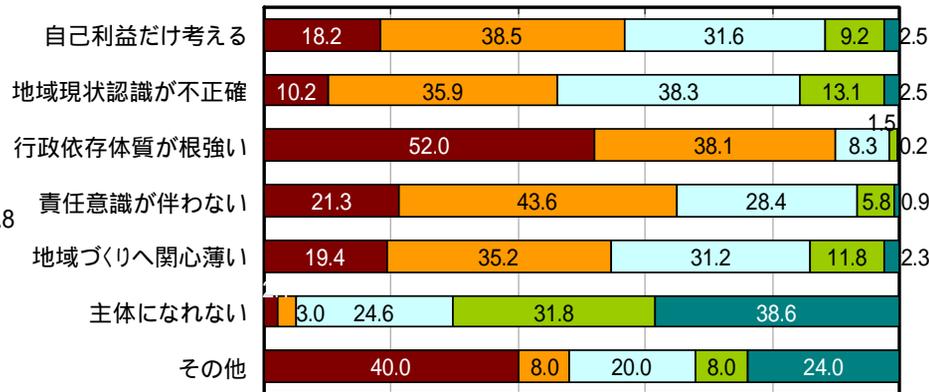
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 課題である ■ やや課題である □ どちらともいえない
 ■ あまり課題ではない ■ 課題ではない

(住民サイドに関する課題)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

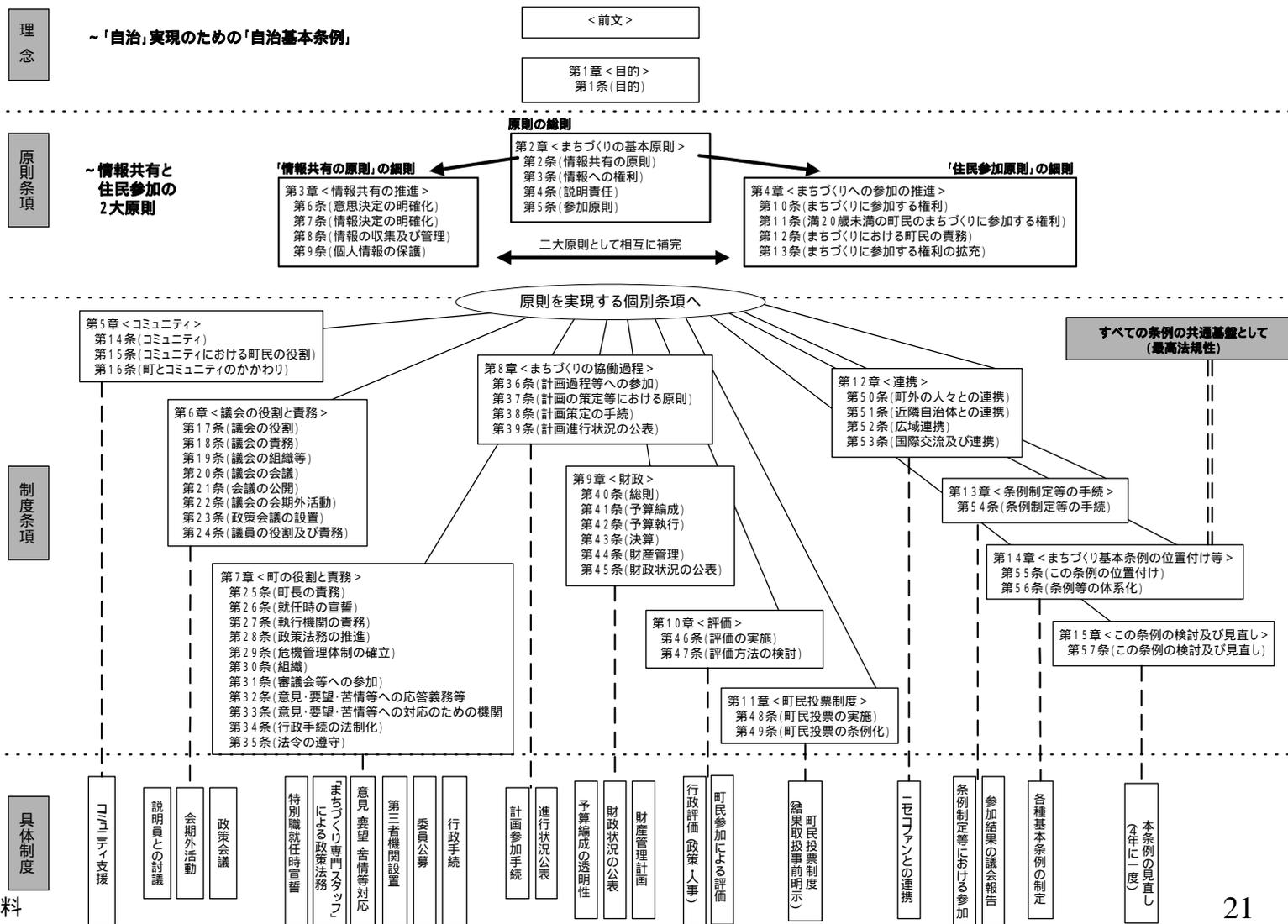


■ 課題である ■ やや課題である □ どちらともいえない
 ■ あまり課題ではない ■ 課題ではない

< 行政と住民の意識改革の必要性 (2) >

北海道ニセコ町では、「自治」実現のための基本条例をして「まちづくり基本条例」を制定している。条例では、「情報共有」と「住民参加」を2大原則とするとともに、協働によるまちづくりのための行政の役割と責務及び住民の権利と責務について定めている。

ニセコ町まちづくり基本条例の構造図



< パートナーシップ形成を促す仕組み - 協働に関する条例 (1) >

行政と住民等との協働に関する条例の制定が広がっている。これらの条例では、市民、行政、NPO等が対等の立場であることを明示するとともに、市民に対しては積極的な協働への参加を、行政には環境整備、情報公開、意識改革などを促す規定を置き、さらに支援や基本計画についても規定されているものが多い。

地方公共団体における協働に関する条例の例

団体名	取組名	概要	その他の施策
石巻市 (宮城県)	石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例 (平成14年3月22日)	石巻市が市民公益活動団体と協働するに当たっての原則を定め、市及び市民公益活動団体の責務並びに事業者の協力及び市民の役割を明らかにするとともに、市民公益活動団体支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人が真に豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	市民活動サポートセンターを通じた支援など
都留市 (山梨県)	都留市市民活動推進条例 (平成15年4月1日)	市民が自発的に行う公益的な活動の活性化を促進し、魅力・活力・うるおいあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	市民委員会を通じた活動資金助成など
羽咋市 (石川県)	羽咋市いきいき市民活動推進条例 (平成15年3月25日)	まちづくりに寄与する市民活動を推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民、市民活動団体、事業者及び市のまちづくりにおける役割を明らかにし、さまざまな価値を認め合う豊かな地域社会の実現を目指すことを目的とする。	市民活動支援センターを通じた支援など
大垣市 (岐阜県)	大垣市まちづくり市民活動育成支援条例(平成15年3月)	まちづくりにおける市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いによきパートナーとして役割を分担し、協働社会の推進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	市民活動事業への助成、市民活動育成支援アドバイザーの派遣など
大口町 (愛知県)	大口町NPO活動促進条例 (平成12年6月16日)	大口町において、町の区域内に事務所又は活動の拠点を置き、ボランティア活動をはじめとする営利を目的としない活動を継続的に行うことを主たる目的とする団体(以下「NPO」という。)が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するために、基本理念を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	NPO活動促進委員会の設置、NPO活動資金の補助金交付、大口町ふるさとづくり基金による助成など
岡山市 (岡山県)	岡山市協働のまちづくり条例 (平成13年4月1日)	非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かした協働のまちづくりを進め、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する。	土地、施設などの無償貸付、使用料の減額または免除等
山口市 (山口県)	市民活動推進支援の基本方針 (平成13年2月)	山口市市民活動実態調査の結果や「山口市市民活動推進研究会」からの提言を踏まえ、市民と行政が協働して地域社会の発展を推進するため、行政としての基本的な関わり方や、市民活動自らが発展するにはどのような支援を進めていくかということについての基本的な指針として取りまとめたもの。	
宮崎市 (宮崎県)	宮崎市ボランティア活動支援基本方針 (平成10年12月)	「九州一の健康福祉都市」の実現を目指すためには「互助」の領域を担うボランティア活動をより一層推進し、「九州一のボランティア都市」の実現が不可欠と考え、ボランティア活動等の社会貢献活動を支援し、これらの活動が行われやすい環境作りを進めていくための指針として、「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」が策定された。	宮崎市民活動支援センターを通じた支援、市民活動保険など

呉市市民協働推進条例(抜粋)

第1条 目的

この条例は、市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、基本的事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条 基本理念

市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、個性豊かで活力のある地域社会の実現のため、それぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で市民協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

第4条 市民の役割

1 市民は、まちづくりの主体としての認識と自覚により、積極的に、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、及び行動するよう努めるものとする。

2 市民は、市民公益活動に関心を持ち、その活動の発展と推進に協力するよう努めるものとする。

3 前2項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づくものでなければならない。

第7条 市の役割

1 市は、市民協働のまちづくりに向けての環境整備等を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、市民協働の事業計画、実施等に関する情報を原則として公開するよう努めるものとする。

3 市は、市職員に対して市民公益活動の果たす役割の重要性を認識させ、常に市民協働に向けた意識の高揚を図り、啓発に努めるものとする。

第8条 支援

市は、市民公益活動団体等が行う市民協働のまちづくりに寄与すると認められる事業に対し、必要な支援に努めるものとする。

第10条 基本計画の策定

1 市長は、市民協働の推進に関して基本計画を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、呉市市民協働推進委員会の意見を聴かななければならない。

< パートナーシップ形成を促す仕組み - 政策的支援 >

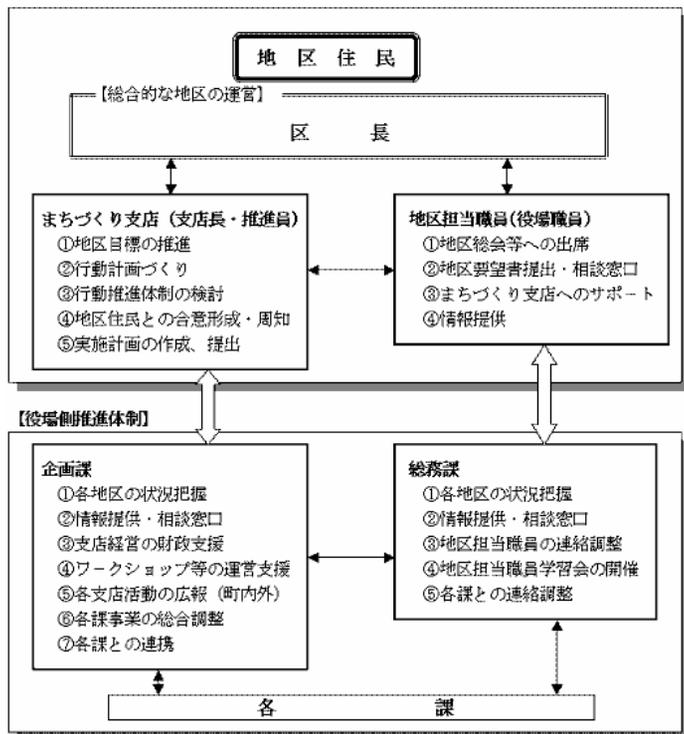
熊本県氷川町宮原地域では、「まちづくり情報銀行」と各地区毎の「まちづくり支店」を設置し、地区住民および役場職員の対話による活動の企画・立案、審査と、協働による事業が展開されている。

まちづくり情報銀行

住民と役場の協働による「まちづくり拠点」として、宮原地域に「まちづくり情報銀行」(町役場企画課)を設置するとともに、地域内全14地区に各地区が設置する「まちづくり支店」とネットワークを形成。

まちづくり支店はそれぞれ、地域住民から選ばれた支店長、次長を含む10名程度の行員(まちづくり推進員)により構成されている。各支店では、地区毎の地域づくり目標をつくり、その実現に向けて支店長会議や地区会議が行われ、具体的な取り組みが推進されている。

まちづくり推進体制



各地区に対する活動費の交付

町は、支店に対する人的支援と、地区の活動費として「住民主役のまちづくり補助金」を毎年350万円を準備している。補助の交付に際しては、年6回程度開催される「支店長会議」で、内容や金額について審査が行われ、補助額が決定される(住民自ら企画・立案し、相互(各支店長)に事業内容や経費を審査する仕組み)。承認された事業のみ町長が交付決定する。

「はまどん公園」の事例(下宮地区)

下宮地区のはまどん公園は、町役場の適切な誘導もあり、地区住民主体で整備、管理されている。

- ・地区で公園建設委員会を設置し、公園整備内容についての住民アンケートやワークショップを行って自らの手で計画を作成した。
- ・住民自身が公園用地の選定や建設業者選定を行った。
- ・公園名も住民自身が決定した。
- ・地区が町との間で公園の維持管理契約を結び、定期的な草取りやトイレの清掃を行っている。

< パートナーシップ形成を促す仕組み - 制度的枠組み >

社会的サービスの担い手として、また地域社会に密着したプラットフォームとして、自治会等地域の自治組織も活用が期待される。

長野県野沢温泉村「野沢組」

長野県野沢温泉村には、住民の自治組織である「野沢組」がある。「野沢組」は明治時代から続く住民組織であり、その前身は室町時代の「惣」である。「野沢組」には代表の惣代、副惣代の2名を中心に、700戸以上の世帯が加入しており、地域の森林整備、祭、温泉の源泉の保全などを、自らの手で行ってきた。地域の古文書や文化財の管理も行っている。また、村営スキー場に土地を貸与しており、「野沢組」、村役場、野沢温泉スキークラブ、農協等の多様な主体が連携して、地域づくりを行っている。

地域の自治組織の設置・改革に向けた課題

代表性	地域住民の総意を代表するような仕組み (具体的検討事項) 代表の選び方、決定事項の決め方 構成員の単位(世帯から個人へ)、個人の価値観を下に議論できる組織へ
階層性	人口や面積に応じて、地域自治組織を階層性を持って設置することも考えられる (具体的検討事項) 都市圏と市町村との関係、地域の歴史や地理的条件などを考慮した区域の検討
法人格	地域の実情に応じ、法人格の付与を検討 第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日)において、行政区的なタイプ(法人格をもたない)と、特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)の地域自治組織の必要性が示され、一般制度としての「地域自治区」(地方自治法第202ノ4条)と、市町村合併後に一定期間設けることのできる「合併特例区」(市町村の合併の特例等に関する法律第26条)が創設された。 地方自治法第260条ノ2に基づき、地域自治組織は市町村長の認可を得て、「地縁による団体」として法人格を取得することが認められている。

パートナーシップの形成に当たって、社会的弱者等も含めた地域の様々な人々がつまのニーズを掘り起こし、実現する観点から、NPO等の地域における規模の小さな団体への支援が重要。

特定公益信託 いわてNPO基金(岩手県)

【概要】

岩手県は、2001年8月に基本財産として1億3百万円を拠出し、NPOのみならず個人も対象として県内のさまざまなNPO活動を支援する公益信託いわてNPO基金を設置した。その後2004年7月に知事が受託銀行に証明書を発行し、「特定公益信託」とした。基金の管理運営は受託者である三菱信託銀行、および代理店である岩手銀行が実施している。

また、NPOの基金活用サポート組織として、「いわてNPOサポートルーム」があり、助成申請の説明会や報告会の実施、申請の際のサポートの他、各種事務手続き等のサポートを行っている。

助成先団体の審議・決定や助成規定の改定等は、様々な分野の有識者8名で構成される運営委員会が実施している。

【実績等】

毎年、上限10万円の入門コースが20団体前後(総額200万円程度)、上限100万円の展開コースが9団体程度(総額800万円)となっている。

特定公益信託

公益信託の税制上の地位の1つであり、主務大臣(都道府県知事)の証明を受けたもの。基金への寄附者のうち、普通法人の場合は、寄附金を「一般寄附金の枠」内で損金算入することができる。

市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例(1%条例)(千葉県市川市)

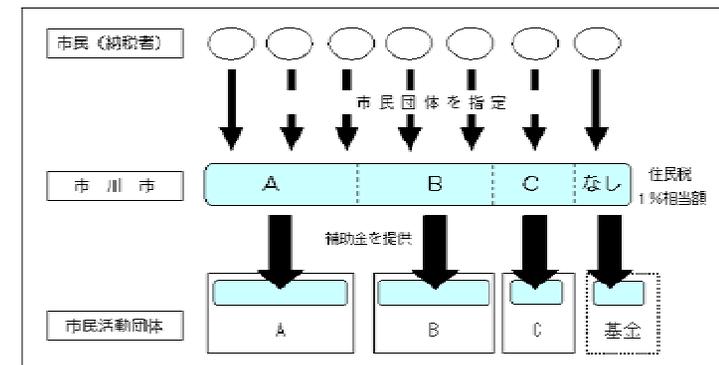
【目的】

市民の納税に対する意欲を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援及び促進を図り、もって市民の福祉の増進に資すること

【概要】

本条例は2004年に公布された。税納税者(個人)は、支援希望1団体を選択し、市民税額の1%相当額(団体事業費1/2が上限)を補助金として当該団体に支給される。希望団体が無い場合は、団体支援の基金への積み立ても可能となっている。

団体への補助金の支給初年度である2005年度は、81団体に対して総額約1,000万円が交付された。

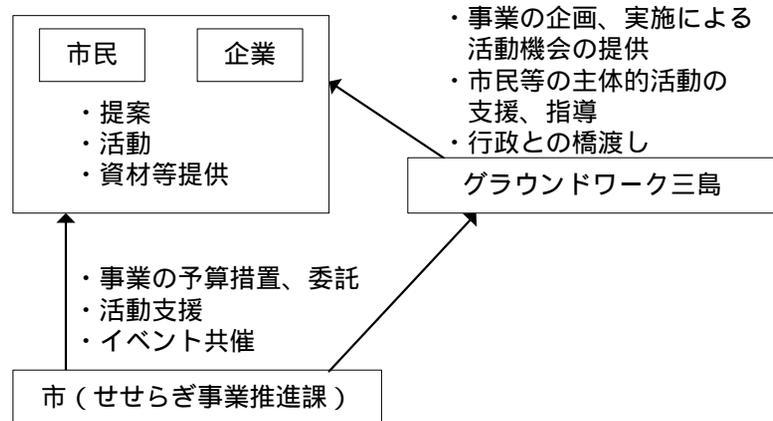


(出典) 市川市資料、総務省資料をもとに国土交通省国土計画局作成

< パートナーシップ形成を促す仕組み - 中間的な支援団体の形成と活用 >

地域問題(市内の湧水池・湧水河川の枯渇、水辺自然環境消滅の危機)に対し、それまで地域でバラバラに活動してきた市内8団体(現在20団体)が「水の都・三島」の水辺環境再生という共通の目的を達成するために「グラウンドワーク三島」を結成。

「グラウンドワーク三島」



〔実施事業の例〕

- ・水環境改善活動(源兵衛川プロジェクト)
ドブ川化した農業用水路の清掃を継続し、美しい水辺環境を回復
- ・三島梅花藻の里づくり
絶滅した水中花・三島梅花藻を復活
- ・歴史的井戸や水神さん、お祭りの再生
- ・学校ビオトープの建設
- ・住民主導の公共施設(ミニ公園)管理 等
1992年以来、30以上のプロジェクトを実践

地域の環境改善における市民・行政・企業のパートナーシップによる連携システムの必要性から、英国で成功している「グラウンドワーク・トラスト」の手法を活用。

< グラウンドワーク・トラスト(英国) >

行政、住民、地元企業等のパートナーシップを通して地域環境の改善、持続的なコミュニティの構築に取り組んでいる団体。

トラスト自体はコミュニティ・NPO, 民間企業、行政のいずれにも属さない中間的セクター(インターメディアリー)として、多くの関係者の活動を仲介・調整しながら地域における多様な事業を推進するもの。

組織形態は、自治体と地元企業等の出資により設立された有限責任保証会社。チャリティ団体として税制上の優遇を受けており、事業収益はコミュニティに再投資される。

各トラストは、地元のコミュニティ・NPO、民間企業、行政のそれぞれの代表者で構成される理事会と、多様な分野の専門家で構成された常駐のスタッフとで組織されている。

イギリス国内に49団体のトラストが設立されており、これらの団体間の連携を図るために全国連合組織グラウンドワークUKが設立されている。

政府による運営費補助、その他政府、自治体、EUからの補助、民間等からの助成が主な財源となっている。

< パートナーシップ形成を促す仕組み - 地域活動への参加促進(1) >

居住する地域活動に対する国民の参加促進に向け、活動時間の確保が大きな課題になる。コミュニティ活動への参加を促す休暇制度の導入などにより、協働への参加促進が期待される。

類似の性質を持った現行の休暇制度

		年次有給休暇	ボランティア休暇	リフレッシュ休暇
制度の狙い	位置づけ	-	<ul style="list-style-type: none"> ・社員が平日でもボランティア活動に参加する道を開くものであり、社員の自主性を後押しする ・企業は、この制度を通じて社員のボランティア活動への参加を支援することにより、社員と一体となって地域社会の発展に貢献できる ・社員が活動を通じて様々な経験を積むことにより、人材育成にもつながる 	職業生涯の節目節目に勤労者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする休暇 有給の休暇 厚生労働省の定義。
	対象者	・6ヶ月間勤務し、80%以上の勤務成績のある勤労者	・導入企業では、全従業員が一般的	・一般的には、一定以上の勤続年数(20年等)、または一定以上の年齢(50歳等)の従業員を対象とするケースが多い。
制度の概要	休暇日数	・7ヶ月目からの1年間に10日、1年7ヶ月目から6年7ヶ月目までの1年間に11日、6年7ヶ月目以上の1年間に20日	・年間5日程度が多く、連続または半日を単位とした取得の可能な例が多い。	・1週間～2週間程度が一般的
	有給/無給	・有給(100%)	・ボランティア休暇中の賃金を全額支給する企業の割合は74%、24%は減額支給もしくは無給(労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」1999年)	・有給(100%)
	取得率	・47.4%(平成13年厚生労働省調査) 当該年に取得した休暇日数の平均値を付与された休暇日数で除したもの。 Cf. 主要国の年間平均有給休暇取得日数 ドイツ:31日 英国:24日 米国:13日 日本:9日	・当該制度を有する企業の社員のうち、今までに制度を利用したことがある社員は5%。 ((社)国際経済労働研究所「勤労者のゆとり感とあそび」(1999年))	・対象者全員が取得している企業が約3割
	取得率を向上させるための工夫	・買い上げの禁止(労働基準法)	・企業の社内広報誌等でボランティア活動を取り上げる ・ボランティア団体等の活動の受け入れ側が、時間的制約を考慮した活動プログラムを工夫する ・パソコン等の情報通信機器を使って幅広い手段での情報提供や、牡丹テリアセンターの整備、ボランティアコーディネーターの育成	・6割の企業では、取得可能な時期を制限することで期間内の取得を促進
	支援制度	・計画的付与(労働基準法)	-	・休暇活動資金・旅行券の付与(10～20万円程度)

海外では、国民の居住地域の活動への参加等を促進するために、ボランティア活動への参加を支援する様々な仕組みが用意されている。

ドイツ

【社会活動年促進法】

看護・教育・家事など福祉現場での活動を通じて、知識・技術の学習や人格形成、就職に向けた動機付けなどを目的としている。参加者には受入機関から報酬があり、活動終了時には終了証明書が発行される。証明書は就職時の評価が期待される。年間約1万人(うち女性9割、2/3が18歳以上)が参加している。

イギリス

【ミレニアム・ボランティア事業】

教育技能省は、16～24歳の青少年を対象としてミレニアム・ボランティア事業を実施している。年間100時間のボランティア活動を行なった者に対し証明書が発行される。さらに、200時間を達成するとミレニアムボランティア賞が与えられる。活動経験は大学進学や就職の際に評価される。他にも王室や各自治体等の設置する多種多様な表彰制度がある(エジンバラ公爵賞、ダイアナ記念賞等)。

【ギャップイヤー制度】

大学入学資格を得た18～25才までの若者に対し、入学までに1年間の猶予期間を与え、ボランティア活動や海外留学を行い社会的な見聞を広めるための時間を与える「ギャップイヤー制度」の活用が進んでいる。

アメリカ

【アメリカコアとシニアコア】

連邦政府は、州やNPOが実施するコミュニティ・サービスの活動プログラムに対して助成を行っている。アメリカコアは、主に若者を中心とした環境、生活、教育、災害救助等の活動に対する助成、シニアコアは、退職者をはじめとする高齢者が、知識や経験等を活用して行なうボランティアに対する助成である。ボランティア活動経験は大学進学や就職の際に評価される。

コミュニティ・サービスとサービスラーニング

コミュニティ・サービスとは、すべての国民が社会福祉、教育、環境、治安等の社会的課題に協力して取り組む社会奉仕活動全般のことを指す。また、サービスラーニングとは、コミュニティ・サービスに教育課程を組み合わせた市民教育の手法を指す。

< パートナーシップ形成を促す仕組み - 民間委託のルールを整備 >

協働を行う上で、地方公共団体と協働を行う主体と住民との関係に関する法的な考え方やルールを明確にして、確立することが求められる。

現在「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」(総務省)において、民間委託に関する法的な論点の整理、具体的な委託契約のあり方、指定管理者制度の運用指針などを中心に検討されている。

(具体的な論点例 - 民間委託の推進関係)

- ・行政と委託先との責任分担のあり方(不法行為責任、履行責任、守秘義務、情報公開等)
- ・行政の管理・監督・評価等の行政責任の担保措置のあり方
- ・民間委託契約のあり方
- ・民間委託対象業務に従事していた公務員等の処遇のあり方
- ・民間委託に係る法制面の整理の必要性(対象分野・委託先の限定、再委託の禁止等法的規制のあり方、委託先選定方法に係る地方自治法上の原則との関係整理等)

(出典)総務省資料

< ITによる情報の共有 >

IT等新技術の活用が多様な社会的サービスの提供に新たな展開の可能性をもたらすことが期待される。

《ITを活用した地域内交流促進》

電子町内会 (岡山県岡山市)

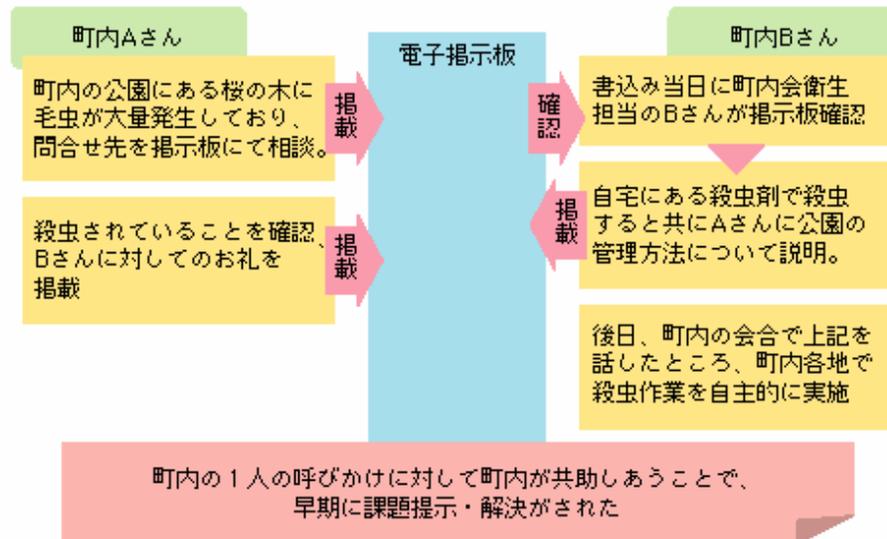
【概要】

電子町内会は、平成13年に導入され、市と町内会長との情報伝達や町内会長相互の意見交換等を行う「岡山市・町内会長連携システム」と、町内会員相互の情報交換等に利用される「電子町内会システム」から構成される。2005年10月現在で、学区(地区連合町内会84組織中19組織、単位町内会1,579組織中29組織)が加入している。

【主な効果】

町内会の会員間の交流や連絡調整がスムーズになり、町内会の問題・課題の早期解決につながっている。

(出典) 岡山市資料をもとに国土交通省国土計画局作成



(出典) 総務省「平成17年度情報通信白書」

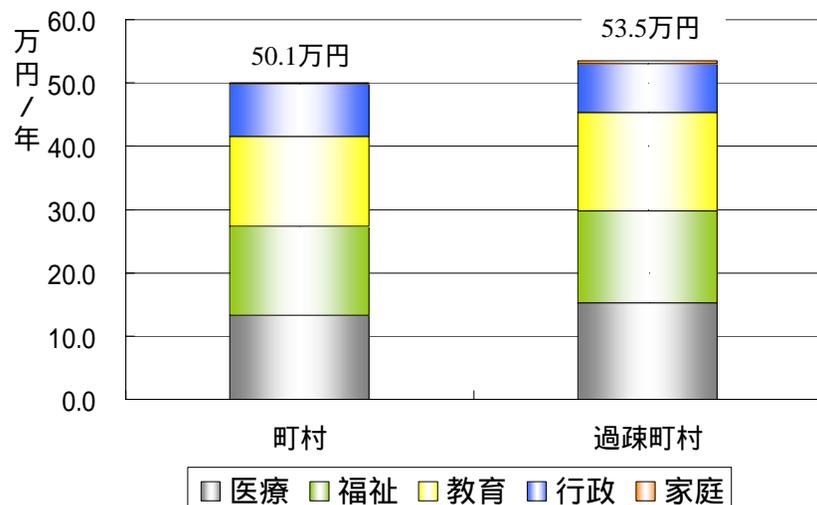
< ITの活用効果 >

ブロードバンドの整備による医療分野、福祉分野、教育分野等における経費削減効果は、1世帯当たり約50万円、町村部合計では年間4兆円を超えるとの試算がある。

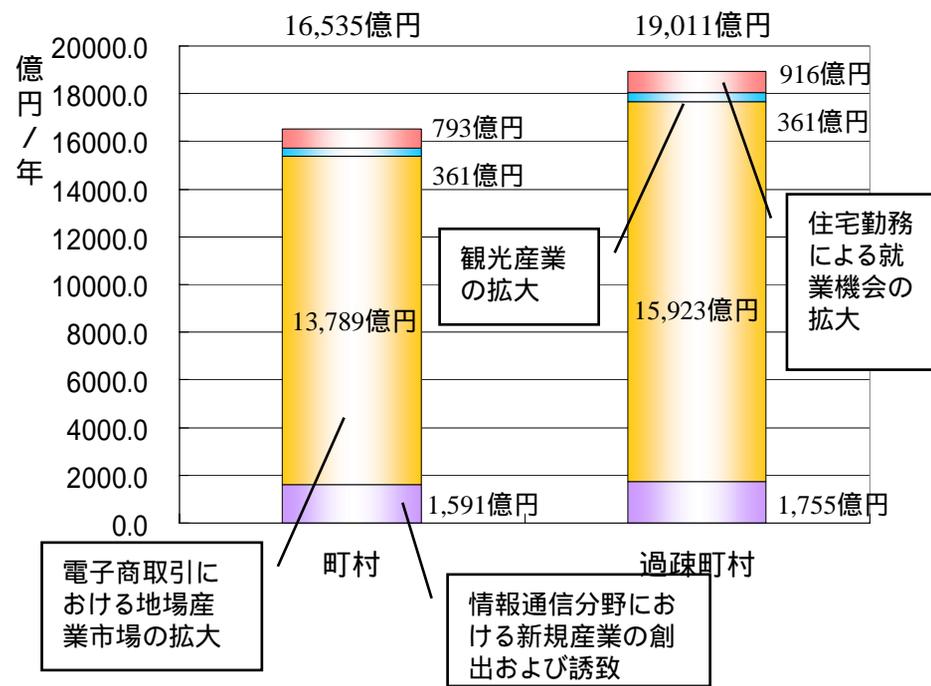
ブロードバンドの整備に係る経費削減効果については、特に地方における医療分野、福祉分野、教育分野等のアプリケーションで大きな効用を持つと試算されており、2010年の1世帯当たりの年額で約50万円(過疎地域以外の町村)から54万円(過疎地域)程度と試算される。過疎地域を含む町村部全体にとっての経費削減効果は、4兆円を超えると試算される。

また、産業分野における経済効果は、2010年の1世帯当たりの年額で約37～38万円程度と試算される。町村部全体では年間3兆5000億円程度の経済効果をもたらすと試算される。

2010年における1世帯当たりの経費削減効果(試算)



2010年における産業分野における経済効果(試算)



(出典) 総務省総合通信基盤局「ブロードバンド・ゼロ地域 脱出計画」

< IT活用のための基盤等の整備 >

ITを活用した社会的サービスの提供を推進するために必要な基盤整備と運用技術の導入について、様々な取り組みが行われている。

主な地域情報化支援施策の概要

施策名	概要
地域イントラネット基盤施設整備事業	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図ることを目的として、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体を支援
地域公共ネットワーク基盤整備事業	電子自治体の推進等に取り組む地方公共団体等による地域公共ネットワークの整備、特にセンター施設等の拠点施設を含まない基礎的・基本的な情報通信基盤の整備を重点的に支援
新世代地域ケーブルテレビ設整備事業	自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する地方公共団体など支援
地域情報化総合支援事業	住民がICTの利便性を傍受できる社会の構築を図るため、地域の総合的な情報化を推進し、地域の相違と工夫を活かした情報通信基盤整備および提案型事業を行う市町村等を支援
地域インターネット導入促進基盤整備事業	地域住民にインターネットを活用した双方向サービスを提供するため、公共施設にインターネットを導入する過疎地域等の市町村を支援(
情報通信システム整備促進事業	地域公共ネットワークを活用して利便性の高いシステムを構築するためソフト開発等に取り組む市町村を支援
地方単独事業	情報通信技術を活用して、社会の変化に対応した活力ある地域社会の形成、質の高い公共サービスや行政情報の提供および地域間格差の是正を図るため、地域公共団体が地方単独事業として実施する公共施設等を接続する大容量で高速なネットワークなど地域の情報通信基盤等の整備 に対する支援

現在実施されているIT技術の運用例の概要

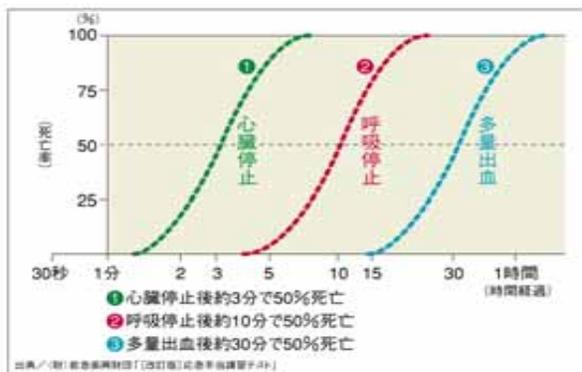
IT技術運用例	概要
< 教育 > 合同授業・交流	へき地の学校と都市部の学校を結び、ITを利用した合同授業、交流を行う。
< 医療・介護・育児 > 診療支援 (奈良県野迫川村、鳥取県 など)	静止画像伝送装置やテレビ電話等を用いた遠隔診療支援・画像診断等遠隔診療を推進し、へき地・離島において診療に従事する医師の支援体制を整備
< 安全 > 防犯カメラの設置 (三重県警、秋田県警 など)	商店街や公園に設置した防犯カメラの映像を携帯電話で確認できるシステムを構築する。
< 安全 > 防災・防犯メール通知サービス (群馬県警、三重県警 など)	配信希望者の携帯電話等のメールに防災・防犯・火災情報等を提供する。簡便にサイトが利用できるようにQRコード(小さな正方形の点を縦横同じ数だけ並べたマトリックス型2次元コード)が多く利用される。
< 買い物 > 電子決済 (熊野町 など)	通信販売などで発生する決済を電子マネーで行なうもの。現在、ICチップを埋め込んだ非接触ICカード技術でのサービスが拡大しているが、事例に見るように多自然居住地域での高齢者等へのサービスを主眼に置いて構築されたサービスもある。

(出典)総務省「平成17年 情報通信に関する現状報告」より抜粋

< 救命救急医療体制などを支援する移動手段の確保 >

高次医療サービスの提供等については、へき地・離島を中心に未だ十分なサービスを受けられない地域が存在する。これらのサービスを持続的に提供するためには、サービス供給圏域を勘案した社会資本の整備・活用が不可欠である。

カーラーの救命曲線

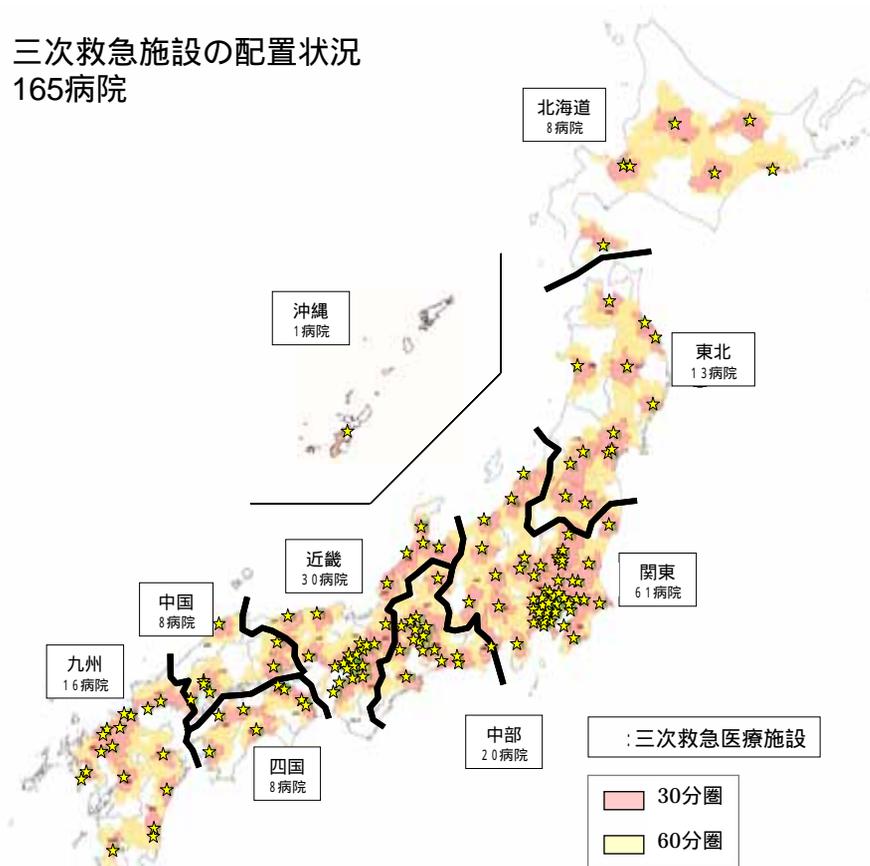


搬送時間が30分を越えると死亡率が急増。

ブロックごとの人口・面積カバー率

	人口カバー率		面積カバー率	
	30分	60分	30分	60分
北海道	63%	82%	14%	44%
東北	51%	83%	26%	64%
関東	90%	99%	48%	85%
中部	88%	98%	45%	86%
近畿	87%	95%	42%	74%
中国	62%	88%	25%	60%
四国	73%	93%	33%	70%
九州	64%	89%	28%	65%
全国	77%	90%	28%	59%

三次救急施設の配置状況
165病院



(出典)二層の広域圏の形成に資する総合的な交通体系に関する検討委員会